

# 一般社団法人キャリアテード

## 定款

平成30年11月29日作成

令和2年6月30日改訂

令和4年6月17日改訂

令和4年10月17日改訂

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人キャリアティードと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、球体関節作品・球体関節人形を主とする芸術文化の振興及び公益に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、上記目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 国際公募展「キャリアティード展」の開催
- (2) 球体関節作品・球体関節人形を主とする芸術作品の制作及び販売
- (3) 球体関節作品・球体関節人形を主とする芸術作品の教室及び展覧会の開催
- (4) 球体関節作品・球体関節人形を主とする芸術作品の出版物の刊行
- (5) 芸術法律福祉医療関連の支援及び知識の普及
- (6) その他、目的を達成する為に必要な事業

## 第3章 会員・準会員・会友

(法人の構成員)

第5条 当法人は、会員・準会員・会友をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

(会員・準会員・会友の資格取得)

第6条 会員は、準会員の資格を所有している状態でキャリアティード展において審査員の半数以上から会員として推薦された者とする。

2 準会員は、会友の資格を所有している状態でキャリアティード展において1回入賞した者とする。

3 会友は、キャリアティード展において通算10回以上入選又は1回入賞した者とする。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てる為、会員・準会員・会友は、会費として毎年4月に10,000円を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、原則として返還しない。

(任意退会)

第8条 会員・準会員・会友は、退会したい旨を役員に申告する事で、任意にいつでも退会出来る。

(除名)

第9条 会員・準会員・会友が次の各号のいずれかに該当する時は、社員総会の決議によって当該会員・準会員・会友を除名出来る。

- (1) 当定款その他の規則に違反した時
  - (2) 当法人の名誉を毀損又は目的に反する行為をした時
  - (3) その他、除名すべき正当な事由がある時
- (会員・準会員・会友の資格喪失)

第10条 前2条の他、会員・準会員・会友が次の各号のいずれかに該当する時は、その資格を喪失する。

- (1) 社員総会において役員として選任された時
- (2) 第7条第1項の支払義務を履行しなかった時
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けた時

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての役員及び会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 代表理事の選定及び解職
- (3) 理事の選任又は解任
- (4) 会員・準会員・会友の除名
- (5) 貸借対照表及び収支予算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 会費の金額
- (8) 役員報酬
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他、社員総会で決議するものとして法令又は当定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時社員総会を毎年6月に開催し、必要に応じて臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集は、開催2週間前迄に付議すべき事項、日時、場所を記載した書面又はメールをもって通知する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事とする。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、役員及び会員共に1名につき1個とする。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 1名以上

2 理事の内、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及び当定款で定める職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び当定款で定める職務を総理し、当法人を代表する。

(役員の任期)

第20条 役員の前任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終の定時社員総会の終結の時迄とする。

(役員解任)

第21条 社員総会の決議によって役員を解任出来る。

(役員報酬)

第22条 役員報酬は、社員総会において別に定める。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄の年1期とする。

(剰余金)

第24条 当法人は、剰余金を分配する事が出来ない。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第25条 当定款は、社員総会の決議によって変更出来る。

2 前項の変更を行った時は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第26条 当法人は、社員総会の決議又は法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第27条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

## 第8章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第28条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

## 第9章 補 則

(法令の準拠)

第29条 当定款に定めのない事項は、全て一般法その他の法令に従う。

## 附 則

- 1 当法人は平成24年2月4日に創立された美術工房キャリアティードを前身とする。
- 2 当法人の最初の代表理事は山下 ナオである。
- 3 当法人の書類に記録されているブクレシュティ、山下 直哉、神奈川 直哉の氏名は、当法人の最初の代表理事の別名である。